

令和4年 第5回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日（水）午後1時30分から午後2時14分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (2人)

委員	8番	新井 勉
委員	15番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小倉浩史

参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主査 飯塚康夫

主任 鈴木正寛

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和4年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長 開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井 勉委員と議席番号15番 澁江修身委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は10名でございます。

議長 事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号9番 若田部明委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条673番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は40km、所要時間は1時間15分です。大農機具の所有状況はトラクター1台、管理機3台を所有しております。主な経営作物は野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。

3条674番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は15km、所要時間は28分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、乗用草刈機1台を所有しております。主な経営作物は、キャッサバ・ブドウとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項 7 項目につきましては、5 番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7 番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他 5 項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。

3 条 6 7 5 番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は 0.2 km、所要時間は 3 分です。大農機具の所有状況は、トラクター 1 台、コンバイン 1 台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜類となっております。農作業従事人数は 1 人、従事日数は 1 8 0 日です。

検討事項 7 項目につきましては、5 番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7 番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他 5 項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。

3 条 6 7 6 番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は 0.2 km、所要時間は 2 分です。大農機具の所有状況は、トラクター 1 台、耕運機 2 台、田植機 1 台、噴霧機 2 台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜類となっております。農作業従事人数は 2 人、従事日数は 3 6 1 日です。

検討事項 7 項目につきましては、5 番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7 番につきましては、現地調査を担当地区の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他 5 項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては「許可相当」と思われます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 1 号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号29条40番について、調査班、お願いします。

調査班

29条40番について報告します。

この検討状況ですが、転用目的が自己の耕作のための通路であることから、農地の自己転用の制限の例外に該当するものと判断しました。

以上のことから、証明できると思われれます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。4条145番について、調査班、お願いします。

調査班

4条145番について報告いたします。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「既存の施設の拡張」に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条901番について報告いたします。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条902番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条903番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、「農用地」ということで許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は一時的な利用に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。

5条904番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番まで検討した結果、記載のとおりとなっており、許可基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、「許可相当」と思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年5月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地506番について報告いたします。

願出地の西は畑ですが、営農に支障はないと思われます。

願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地507番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。
願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第５号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第５号について願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第５号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第６号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第６号の説明をさせます。

事務局

議案第６号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和４年５月２５日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第６号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の２０番、２８番、９２番、９７番、１０８番、１３２番について、議席番号１２番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。２０番、２８番、９２番、９７番、１０８番、１３２番について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙委員 退室１４：０９)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の２０番，２８番，９２番，９７番，１０８番，１３２番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第６号利用権設定関係の２０番，２８番，９２番，９７番，１０８番，１３２番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙委員 入室１４：１１)

次に、利用権設定関係の４７番について、議席番号７番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。４７番について審議します。小林秀男委員の退出をお願いします。

(小林委員 退室１４：１１)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の４７番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第６号利用権設定関係の４７番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員 入室１４：１２)

次に、利用権設定関係の２０番，２８番，４７番，９２番，９７番，１０８番，１３２番以外の案件、及び所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の２０番，２８番，４７番，９２番，９７番，１０８番，１３２番以外の案件、及び所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第６号利用権設定関係の２０番，２８番，４７番，９２番，９７番，１０８番，１３２番以外の案件、及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和４年第５回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

１４時１４分閉会